

が、これに対し鷗外は、

「仮ニ今井君ノ云ヘルガ如キ実験ヲ行ヒシモノアリトセンカ此所謂同一ノ有様ハ頗ル之ヲ保タシムルニ難キモノナレバ其実験ハ未ダ必ズシモ完全ナラズ」

として、実験が実験として不完全であることを言う。更に、

「久シキ間、米食者ハ脚氣ニ罹リ麦食者ハ否ラズトスルモ是レ亦タ『事実』ナリ『法則』ニ非ズ」 「渠ハ此『原因』ヲ以テ彼『規則』ヲ証シ」 「脚氣病ニ罹ル者ハ米食者ニ多シ、故ニ米食者ハ脚氣ニ罹リ麦食者ハ罹ル事ナシ」

とするのは、

「前定ノ狭クシテ断定の広」い、

という論理的な誤を犯していると言うのである。鷗外の、脚氣病細菌説の信奉は、先に記したように、コッホの下で、脚氣とコレラについて研究に手を染めたことに関係があるであろうが、加えて陸軍部内の考え方（それは、実は東大医学部関係者の見解と深く関係をもつものであったが）の圏内にあったということは否定出来ないところである。

しかし、兎に角、軍医局長として、軍医の世界での地位が安定した時に、鷗外が軍医としてというよりも、医学徒として着眼したのが、脚氣病の細菌発見ということであったのであり、それが同時に日本陸軍の兵食を定めた軍医としての面目にかかわり、そしてその細菌発見ということを通して、軍令を承行するということが単純、尊大の傾向を強める兵科将校に対する独自の軍医の立場を強調した

かったのではなかったか。

それが、やがて、「臨時脚氣病調査会」を成立させるということになったと見たいである。

そして、脚氣病の原因を細菌一本にしぼったということは、一面に、石黒が、大気毒（一種のピルツ）が飲水に混じて体内に入り発病する。そのために家屋を清潔にしなければならぬとする考え方（鷗外が留学するに際し、家屋論を書かせている）などに左右されまいとする反駁の姿勢であり、海軍の高木の実績も意識しながら改めて学問としての科学性とともに、その自由、自主性を鷗外が示したということになってくるのである。

注

- 1 『近代名医一夕話』梅沢彦太郎編 日本医事新報社 昭12・11
- 2 丸山博の『森鷗外と衛生学』（勁華書房 昭59・7）の中の「質疑応答」の中で、吉野俊彦氏が「鷗外は伝染病説に疑問をもってむしろ高木兼寛のような考え方に賛成で」であったという『高木兼寛伝』中に見える説を紹介、「どちらが本当かよくわからない」と言っておられるが、鷗外は一貫して細菌説の立場をとっていた。
- 3 鶴田軍医総監の回想の中で、鷗外に、日露戦争の際、兵士に麦飯を食べさせることを申し入れたが、返事をもらえなかったという記録がある、（二等軍医時代）。『日露戦役従軍日記』鶴田禎次郎 昭11・6 陸軍軍医団。

あったということになるのであろう。石黒が脚気細菌説をとっていた事実の一つを紹介しておく、明治十八年四月二日の、一ツ橋の大学講堂での出来事を、後の海軍軍医少将石原純固が伝^{註1}えている。

それによると、この日、大学講堂で緒方正規の脚気病菌発見の発表があるということで、高木と出かけると、最初に石黒が登壇。自分は脚気の病原は黴菌であると考えている。今日、緒方博士がその黴菌を発見したと紹介。次いで緒方が黴菌発見、動物実験について述べ、最後に背髄の切片標本を見せた。このあと高木が立って、黴菌々々と言っても、まだ脚気の予防治療上に何等の効果も認められないと批判したというのである。

それから二、三日後の発表でも、後に海軍軍医少将となる桑原莊吉が聞いた話として、石黒が

「大学は学理を以て進むのである、学理に符合せざる説は一切採らない。」

と言い、黴菌説を述べ、食餌説を否認。緒方にも、

「世の中には学理に依らず、濫りに説を立てる者があるが。」

という言葉があったことを伝えており、鷗外に関わる陸軍軍医の立場を覗わせる。

二、の鷗外の定めた兵食というのは、最初、ドイツ語で記され、明治十九年に発表された、陸軍の兵隊の食事についてきめた報告書で、勿論、ドイツ留学中の論である。ここでは、栄養を中心に日本食が西洋食よりすぐれていること、米食がパン食より日本の現状に適している諸点を説いている。先ず、日本の兵隊が一日六合の白米

と金六銭の副食物が支給されていること、西洋食を国内に普及させようという動きに対し、

「世人の西洋食ヲ国内ニ普及セシメント希フハ何故ゾヤ蓋シ米ヲ主トシタル食ハ人民ノ心力及ビ体力、疲弊セシムルトノ思想ヨリ出デタル事必然ナリ」日本人の体格が薄弱で発育が十分でないのは、古来からの粗食によるという説をする者がいるが、

「米ヲ主トシタル日本食ハ其調味宜シキヲ得ルトキハ人体ヲ養ヒ心力及ビ体力ヲシテ活潑ナラシムル事毫モ西洋食ト異ナル事ナシト公言スル事ヲ得ルナリ」

と言うのである。ただ、このような、米食中心のゆき方を押し出しながら、脚気との関わりについて心にひっかかる所があったとみえて、カッコに入れて、

「米食ト脚気ノ関係有無ハ余敢テ説カズ」

と述べているが、しかし、米食に脚気病の原因があるという面への進展はなく、明治二十二年の「統計ノ訳語ハ其定義ニ負カズ」では、今井武夫との論争の形で、暗々裡に海軍の高木の実験と、その成果について批判を加える。今井が言ったとして、

「某国ノ兵卒全体ヲ同一ノ有様ヲ保タシメ之ヲ二分シテ一方ニハ米食セシメ一方ハ麦食セシメ脚気病ニ罹ル者米食者多ク麦食者ニナキ事アルベシ、此調査ヲ久シク積マバ米食者ハ脚気ニ罹リ麦食者ハ罹ル事ナシトイフ法則ヲ知ル。又進テ脚気病ニ罹ル者ハ米食者ニ多シトイフ原因ヲモ知リ得ベシト」

と述べているのは、高木の軍艦を使用した方法を指すと思われる

でわかる。後者は鷗外が、明治四十一年に陸軍軍医学校の卒業式で行った御前講演で、この講演でも、陸軍が脚気患者の多発に苦慮する様子が伝わってくるが、海軍ではこの問題を早い時期に解決していた。

明治十五年十二月、練習艦龍驤が遠洋航海に上った。航路は品川から、ニュージーランドのウエリントン、チリのバルパライソ、ペルーのカラオ、サンドウィッチ諸島（ホノルル）というコースで、航海日数は二百七十二日。この間に百六十九名の脚気患者が出、衝心をおこすので軍医たちはその治療に忙しく、三日間、海を見る時間かなかったと伝えられている。死亡はホノルル到着までに二十五名である。

イギリス留学から明治十三年に帰国し、明治十五年六月七日に海軍軍医大監に任ぜられていた高木兼寛は、千葉附近の農家の実態調査の経験、含水炭素と蛋白質の比率の調整が脚気予防に役立つのではないかという考え方を基にし、麦飯を活かすという実験を試みる。それが、明治十八年に、筑波が遠洋航海をする時、改正食糧を採らせたのである。航路は前と違ったコースが既に海軍で定められており、大蔵省の予算も決まっていたのを、高木が努力して前回と同じ航路にさせ、改正食糧の脚気病に対する効果をためした。改正食糧は、窒素分一に対し、炭素分十七の比率となっていた。航海日数は二百八十七日。患者は三名を出したに過ぎなかったと言われ、大きな効果を見せた。

鷗外が高木のこの成功を知るのはドイツ留学中で、明治十九年の七月二十九日に、この麦飯の効用について品川彌二郎との間で話題

にしている。日記を引用すると、品川の言葉を承けて、

「公使余に問ふに麦飯の利害を以てして曰く。参議などの貴官は今皆麦飯を喫すと。余大澤の論を是とし、高木の説を非とし、毫も翼蔽する所なし。」

である。

鷗外のいう「高木の説」といっているのは、勿論、高木兼寛の麦飯説で、これを非難したのである。大澤の論の大澤というのは大澤謙二のことで、明治三年以降、再度ドイツに留学、明治十五年に帰朝後に東大生理学の教授となっていた。大澤はドイツ医学の流れを身につけ、その点で鷗外と同じであり、脚気病細菌説の立場に立っており、鷗外の賛成の言葉となるのである。

海軍では、高木の大笑験のあと脚気病の問題は解決したことになり、その点で、陸軍側、ドイツ医学を信奉する側と対立することになる。

少しドイツ医学の当時の傾向に触れておくと、十九世紀後半におこった細菌学の中心がドイツ医学界で、一八八二年に結核菌を発見したコッホの業績は光彩をもっていた。コッホは一八八三年には、コレラ菌を発見しており、鷗外がコッホの衛生試験場に入って研究するのは明治二十年、一八八七年のことである。

そして、東大を中心とする日本の医学がドイツ医学の流れにあり、又、直接、コッホに師事したという体験から、鷗外に脚気病細菌説の立場をとらせたのは、半ば自然の成り行であったと言えようし、石黒を中心とした陸軍軍医界に身を置く者として当然の見解で

する必要を説いている。

それでは、鷗外は、学術と言ひ、学問といった、この場合の対象に何を考へたのであろうか。

山田弘倫の『軍医森鷗外』（昭18・6 文松堂書店）は、鷗外が軍医局長に就任すると同時に衛生課長とした大西亀次郎と鷗外との会話を伝える。それは兵食に関する内容で、大西が、

「戦役毎に陸軍は脚気病の爲めに何時も多数の兵員を損じて居ます。之は平時の常食となつてゐる麦飯が、いざ出征となると白米食に代るからであります。現制の如く、白米食が原則で、雑穀を混用することを得るやうになつて居るのでは不都合ですから、常食及戦時食には麦何程、白米何程と新しい規定を設けて置かねばなりませんまい。」

と言つたのに対し、鷗外は、

「ハア、君も麦飯迷信者の一人か、之は学問上同意が出来かねる。僕が医務局に入つたとき、『君が医務局長になつたからと云つて脚気予防に麦飯が必要だなど、いふ俗論にマサカ化せられはしまいね』と青山君までがさう云つたよ。僕もまだそこまで俗化してはゐないよ。」

と答へたことを紹介している。

脚気は三つの事柄で鷗外と深く関わっていた。一つは、陸軍に於いて兵員の脚気患者が多発していたこと。但し、海軍では、かなり以前にこの問題を解決していたこと。

二つ目は、脚気患者の多発が、鷗外の定めた兵食に係るをもつて

いたこと。（後に説明）。

三つ目は、鷗外の個人的なこととして、祖父の白仙が、江戸から帰国の途中、脚気衝心をおこし、土山で死去していること——である。文久元年の十一月七日で、遺骸は、土山の常明寺に葬られている。家族では長く訪ねる者がなく、鷗外が明治三十三年の三月二日に常明寺に行くが、墓碑は無縁墓として草に埋もれていた。その周辺の荒蕪が最も甚だしく、処々に人骨が露わになったり、竹竿を立てその上に體體を懸けたりしてあったが、碑が残っていたのは望外の喜びであつたと回想し、脚気のために異郷で死んだ祖父を悲しんだことをいう。

一、の陸軍で兵員に脚気患者が多発していたことは、「明治七、八年頃には脚気病が非常に多く、夏期になると殆ど五分の一の兵員は脚気といふ有様」であつた。（石黒『陸軍衛生旧事談』）「十年戦役後、即ち明治十一年より同十八年に至る迄、極めて多かりしが、明治十九年より暴かに減じ、明治二十四年より同二十六年に亘りさらに減じ、終にほとんど終熄の姿を現わせしが、明治二十七、八年役、再び猖獗を極め、出征人員千人に付、百八十余人、総患者千人に付、百四十五人余の多きに達せり。爾来年々消長ありしも終に著しく減少の域に至らず。明治三十三年は脚気病の発生かえつてなかりしが、北清事変に際し出征部隊に脚気病を多発し、帰避総患者の三分の一を占めたり。明治三十七、八年に至りてはさらに之より甚しきものあり、即ち総傷病者数の四分の一、総病者の二分の一は脚気病患者にして、古来東西の戦役中ほとんど類例を見ざる所なり。」

鷗外が陸軍軍医団長に就任したあと、分団長に示したのは、

「今回軍医団ノ組織成リテ従来協同経営ノ団体タリシ軍医学会ハ最早現存ノ必要無キコト、ナリ、其業ハ軍医団ニ移リタリ。」

で、軍医学会ヲ解散し、そこで行ってきたことはすべて軍医団で行うことを明らかにしている。続けて、それ迄の組織が、

「陸軍衛生部将校相当官ハ現役ニ居ル限ハ衛生部教育団アリ、軍医学校アリテ學術ヲ練磨スルガ故ニ彼ノ補助機関タル軍医学会ニ要求スル所甚ダ大ナラザリキ」

であったものを、改めて軍医団に一本化し、

「在職者ヲモ在郷者ヲモ一団ニナシテ、互ニ士氣ヲ振作シ、學問ヲ奨進スルコトヲ得ルニ至レルハ、實ニ此革新ノ結果ニアラズヤ」

とし、學問、研究をするという決意である。

軍医団が出来るまでは、現役者による衛生部教育団と軍医学校の二本立てで研究してきたが、これからは、在郷にある予備、後備の軍医も含めた、軍医団によって學問、研究を推進することにする旨を明らかにすると同時に、こうした現役、予備、後備を結びつける「場」として、「陸軍軍医団雑誌」を活用することも説いている。

「學問を奨進する」という決意の表明は、軍医局長としてはこの時が最初ではなく、前年の明治四十一年の三月二十日、九段の東京偕行社で開催された軍医団の会合の席上で、鷗外は会長として挨拶をしている。「陸軍軍医学会雑誌」（明41・5）によると、二つの点を強調したことがわかる。一つは、學問の尊厳で、

「学会は學術を研究する所である。學術は研究するには事物を知ることを目的とする、それを知つて何の用に立つかといふことを顧るを要せない、此意味から學術の自由といふものが成立つ、學術の自由を制限したり又は干渉とか圧制とかいふ手段を以て傷けるときは學術の眞の發展を為すことは出来ない、それ故さういふことは學問の為に危険である、国家が學制の上から多少學術の上に干渉を加えることは兎角有り勝である。それ故學者はこの国でも極力そんな干渉を拒むやうにして居る。」

と説いている。三月二十日というのは、先の兵科將校に対する「將校団条例」の公布が明治四十一年三月二十四日であることから、高級將校相當官であり、陸軍省という官衙に籍を置く者として当然その内容は知っていた筈であり、ここで「學術」という言葉を強調した背後には、「陸軍將校団条例」に対する反駁の意識が働いていたと見たいのである。又、學問の自由ということを言い、「學問の自由を制限したり又干渉とか圧制とかいふ手段を以て傷ける」という言葉を見せる裏に石黒忠憲の存在が意識されていたと思われる。この点については後で触れする。

他の一つは、學問の実利性についての発言である。引用すると、

「他の一方から見れば、學術の研究を直ぐに行政に用立てる為にするといふことも必要である、事物を知つて之を求めると、殊に實際に用に立つ事物に着眼して之を知つて之を求めることが出来ない筈はない。」

とし、實際に役立つ研究、行政がその必要を強く求めている研究を

校相当官としての立場、軍医としての誇りを守り徹すために、軍医でしかなし得ない方途——兵科将校に近付くことではなく——を改めて見出そうとするのは、これも当然のことであつたと考えられる。そして、それは、知に生きる医学者として陸軍の中での道を選ぶことであつたのである。

参考までに、鷗外の文章中から兵科将校の教養の程度の低さを批判する箇所を取り出しておくと、明治二十年十月二十三日の「独逸日記」で、伊地知幸介大尉の哲学論を、

「伊地知大尉形而上論 *Metaphisik* の事を話す。浅薄笑ふ可し。」

と冷笑している。伊地知大尉は、後に日露戦争では旅順攻撃の第三軍の参謀長として陸軍少将で従軍、その作戦が問題となる人物であるが、教養人鷗外から見れば当然のことであつたと言える。

又、小説「余興」の中では、同郷人の懇親会が料亭であり、それに出かけてゆく。その余興に辟邪軒秋水の赤穂義士討入りという余興がある。秋水は、当時有名な浪曲師で、この人物が来たのは、輪番幹事である、陸軍少将畑閣下がひいきにしているからで、同郷の青年を警醒しようという目的で呼んだのである。鷗外は、この浪曲師、武士道の鼓吹者で、由比正雪のように長い髪を肩まで垂れ、黒紋付の人物を、名前を聞いたり電車の広告などで知っていた。この浪曲をがまんして拝聴した鷗外は、宴会の席で、若い芸者から「面白かつたでせう。」と大人が小供に言う口ぶりで言われ、自尊心をひどく傷つけられる。

そして反省する。自分を浪曲の愛好者であると思つてゐる芸者が、そのように思うならそれでよい。そんなことにこだわる自分は、

「あの床の間の前にすわつて愉快に酒を飲んでゐる、真率な、無邪気な、そして公々然とその愛する所のものを愛し、知行一致の境地に住してゐる人にはるかに劣つてゐる」

と感じたというのである。

辟邪軒秋水は、桃中軒雲右衛門、畑少将は乃木希典の一面を見てゐるような気がするが（この点はまだ調査の要があると思うが、案外、鷗外は乃木の精神面での陶冶の他は認めていなかったのではないかと考えている）、兎に角、高級兵科将校の視野の狭さ、教養の浅い点に皮肉な眼を向けてゐるのである。

臨時脚気病調査会まで

要するに、鷗外の心に、「学問の種子の長ずる雰囲気を我国内に生ぜしめん」（「洋学の盛衰を論ず」という欲求があり、その志が「軍人社会で謂ふ心天こころてんと云ふ制度の為に」「試験室の戸の外へ」「撞き出されて」「学問界の失敗者」（「衛生談」となつたという思いがあり、この、学問的な内面の要求を、改めて研究を可能とする立場に立つた陸軍軍医界で行つてみようと考え、そこに軍医のもつ「知」の要素を伸長、充足させようとしたと考えたということなのである。

明治四十二年一月九日に陸達で「陸軍軍医団規則」が設定され、

家屯の敵襲」の中で、花袋に語った鷗外の言葉も含めた、この日の状況を次のように伝えている。

「確か五月十七日の夜十二時頃の事で、村の一角を護れる一哨兵が発砲したので、それ敵襲ノと大騒動。橋部長は佩剣を帯びて飛出す、大越副官は楊家屯方面に警を告げるといふ始末。」

ここに出てきた橋部長というのは、後に軍神と賛えられ、小学唱歌にも唱われる橋周太で、この時は兵站部長、陸軍少佐である。

花袋の文章は、

「森軍医部長の話では、夜更に敵襲ノ 敵襲ノ と言ふ声が聞えるから、怪しいと思ひながら耳を聳てると、人の声、人の足音が盛に聞える。司令官も参謀長も不在、いざと言はゞ自分が指揮を為なければならんから、兎に角馬に鞍を置けと号令して、戸外へ出て見ると、夜はしんとして、空には丸で星が降るやう。」

と続く。これによれば、いざという時には、自分が指揮をとらなければならぬから——と語ったことになる。しかし、兵科将校でない鷗外には軍の指揮権はなく、それに、橋少佐、兵科の上長官の階級にある将校がいることから、鷗外が兵隊たちを指揮することはおこり得ない。

それでは、鷗外が兵科将校として花袋に振舞ったということは、どのように解釈したらよいのであろうか。私は、ここにも、鷗外の軍人精神を見、鷗外の軍籍にある者としての願望を見ておきたいのである。

明治四十一年の「陸軍将校団条令」の公布は、鷗外のこうした願

望、軍人精神を兵科将校と同じく身につけようとした姿勢に変化をもたらすことであった。更に補えば、鷗外が陸軍に入った明治十四年頃は、一応、陸軍の組織をドイツ化する方針は決められていたものの、フランス風の軍組織、軍紀、気風がまだ残っていた時期で、その雰囲気の中で、明治十七年にドイツに留学した。そして、ドイツでの鷗外が、広く軍事学を身に着けようとし、早川怡与造大尉（後の田村怡与造中将）と親しみ、クラウゼイツの戦理論を読むなどして、石黒忠慮から、「軍事を学ばんとて多くの日を費すこと勿れ。宜く普通衛生の一科を専修すべし」という注意の書簡がとどく（「独逸日記」明19・1・2日）あたりは、軍人精神だけではなく、兵科高級将校への夢を持っていたのではないかと思わせる。勿論、陸軍創生期の、大村益次郎が医師から陸軍総裁になったような転身は、軍組織が整備されてゆく中では許されることなく、それが石黒の注意ともなったのであるが、現実には、鷗外のドイツ留学中に軍令権の強化が組織として進められ、将校相当官である各部将校の立場は弱まっていたのである。

桂太郎陸軍少将、川上操六陸軍少将を頭に、ドイツから来日したメツケル少佐によって、軍令権の強化が急激に進められた日本に帰国した鷗外にとって、軍事学関係を放棄したとすれば、残る軍人としての誇りを支えるものは、軍人精神の体得、具現となってゆくのは自然のことであったとも言えるであろう。

そして、その後強化され続けた軍令権の極点に位置する「陸軍将校団条令」に、軍医局長として正面するのであって、この、軍医将

宜シク防止セザル可カラズ。」

である。

鷗外は、乃木のこの主張から言えば、「其職務タル軍人ノ実務ヲ要セズ、他ノ才芸ノ長ズル処ヲ用ユル者」とする、他の才芸の長ずる処を用いる者であり、乃木的な思想と、将校団という組織づくりが出来上ってゆく陸軍の中であって、白眼視の対象となるのは当然のことであつたと言わなければならない。

と言つても、鷗外に軍人精神を軍籍にあるものとして、身につけてゆこうという積極的な姿勢がなかつた訳ではない。「妄想」の中では、子供の時に武士の子として腹を切ることを教えられたことを記し、常に、日常に軍服を着用していることを「鷄」に、軍刀を常に身边から離さなかつたことを「金貨」の中で書いている。鷗外の軍服好きについては高浜虚子も書き残しており、小説の中に描かれた軍人像は略鷗外の自像であつたと見てよいと思う。

より鷗外に即して言えば、明治三十三年七月の「福岡新聞」で、普通教育と軍人精神について述べた時、

「軍人は情操不動ならんことを要す。」「感動の智に打ち勝つこととあらば、下級の指揮官と雖ども猶正当なる命令を下すこと能はざるならん。」「常言ひ膽を錬ると云ふは、心以上の情操をして不動ならしむる謂なり。」（普通教育の軍人精神に及ぼす影響）という説明をしている。軍人精神のあり方を明示したのである。

そして、鷗外の内面に、兵科将校への憧憬は、「文づかひ」の主人公、多分に鷗外的であるが、兵科は騎兵科、そして階級は中尉とし

ていることで分る。又、『うた日記』の中に、「敵襲」があり、

南山の 岩のさまを さぐらんと

司令官 幕僚つれて ゆきませば

のこれるは 楊家屯にぞ やどりける

では、第二軍の司令部幕僚が、南山攻撃のための敵状視察に出かけ、楊家屯に高級指揮官はいないと詠う。司令官は奥保鞞陸軍大將、参謀長は落合豊太郎陸軍少將その他、兵科高級将校が不在である。その時期に、

まよ中に驚破そよまるねの 夢さめて

敵襲と よびつぐ声を ききもあへず

人々は 集合地にぞ つどひける

という状況が起きたのである。第三章は、

衛兵の 一箇小隊 けなげにも

畑なかの 中窪道に をりしきて

かざあきの 蹄のおとを まちにけり

結局、この敵襲の報せは間違いで、六章の詩で、

待ちぬれど 死ぬべきときは 来ざりけり

という言葉を見せている。

司令部関係者がいない、それで、鷗外が一個小隊の衛兵、駐屯地にいる一箇小隊を畑にひそませ、敵を待つ、しかし、誤報であることがわかり、死の時は来なかつた。戦闘はなかつたように、この詩を素直に読む場合に、空間を補うことから受けとめることになる。

この詩だけではなく、田山花袋の『第二軍従征日記』の中の「楊

将校相当官はあくまで、兵科将校団の附属の地位を与えられているのに過ぎず、それが、器具や図書を利用しようとしたり、配布を受けようとした場合、将校団の長の許可が必要であることを明記したのである。長というのは、常備聯隊にあっては聯隊長、学校では学隊長で、それぞれが団長となった。

将校相当官は、要するにそれぞれの将校団には入れてもらえず、別枠の存在であり、図書、器具の使用に当たっても部外者として、一々許可をとってから使えというもので、兵科将校との違いということで明確な一線を引いたのであり、将校相当官の側から見れば、軍令を承行する兵科将校の権限の強化と映り、同じ陸軍に籍を置く者として不愉快な条例と映ったことも理解出来るところである。

繰り返せば、将校というのは武官で、戦闘に従うことが本職で、統帥権下にあるものは将校武官だけで、相当官は行政官であり、行政管理、医務などが本職である。武官である将校の集まりによって組織される将校団は統帥権が作用するが、将校相当官には統帥権は作用しないので、相当官には統帥上の責任はないし、部下は存在しない。部下として存在するのは組織の上で、或いは階級の上でそうした形をとるが、そこに統帥作用が働かないのである。

これに伴って敬礼の区分も行われた。

それは、形の上では、将校に対して部隊礼を行うが、将校相当官には個人の敬礼を行うだけだったということである。例を言えば、鷗外が軍医総監として地方の師団の視察に赴いた場合、演習中の部隊にゆき合ったとしても、部隊は全体としての礼は行わず、引率者

だけが行えばよいのである。その場合、若し、兵科将校の少佐か中佐が随行員の中にいると、部隊は、その将校に対しては部隊礼を行う。

要するに、将校相当官は、部下を持たぬ士官であり、戦闘を職務とする兵科将校集団の枠外に置かれることが条文化され、明確化されたのである。

陸軍軍医団規則

「陸軍将校団条例」の第六条で、

「陸軍経理部、衛生部、獣医部将校相当官ニアリテハ将校団ニ準ジ陸軍主計団、陸軍軍医団、陸軍獣医団ヲ組織シ」

とされていた「陸軍軍医団規則」は、明治四十二年一月九日、陸達第三号で制定された。先の「陸軍将校団条例」から約十箇月後である。

「陸軍軍医団規則」が、軍令陸第十一号、即ち「軍令」であったのに対し、「陸軍軍医団規則」は「陸達」で、長官から事務上に関し、指示をするという形式の公文書で通達されている。

「軍令」が、先にも記したように、

「陸海軍ノ統帥ニ関シ勅定ヲ経タル規定」

であったのに対し、

「長官ヨリ部下ニ対シテ発スル」

公文書の一つに過ぎないのであり、陸軍大臣の指示である。

団の再編成によって固め、戦力向上に役立てようとしたのである。

問題は、将校団の枠を拡げたことで、予備、後備も含め、将校相当官もこれに準じた組織をつくる必要があることを明示している点で、兵科将校、各部将校何れも、

「軍人精神ヲ涵養」

「軍事知能ヲ発展」

させることを、陸軍の基礎固めの条件としている。

鷗外に関係をもつ各部将校団については、第六条、第七条、第八条で、やや引用が長くなるが、紹介しておく、第六条は、

「六、陸軍経理部、衛生部、獣医部将校相当官ニアリテハ将校団ニ準ジ陸軍主計団、陸軍軍医団、陸軍獣医団ヲ組織シ、陸軍省経理局長、医務局長、及び軍務局長ヲ以テ当該ヲ以テ当該団長トナシ、陸軍大臣之ヲ監督スルコトトナス、又将校相当官ハ右ノ外将校団ニ於テ教育ソノ他ニ関シ所属将校ニ準ジ取扱ヒ得ルコトトス」

である。これによると、陸軍の中での陸軍軍医団は陸軍大臣の所属組織であり、兵科の将校団とはそれに対する意識の上でも大きな差別意識をもっていたことがわかる。

それは、兵科の将校団は部将校相当官と違う戦闘員であり、天皇の軍令を承行する集団という自覚をもってこの条文が書かれているからで、その兵科関係者の自覚、自負が、「陸軍将校団条例」を「軍令第十一号」の軍令達とさせているのである。

因みに、公文書規則を説明しておく、軍令については、

「一、陸海軍ノ統帥ニ関シ勅定ヲ経タル規程ハ之ヲ軍令トス」

としている。統帥云々というのは、天皇の名により兵士たちへの指揮権を承行することで、これについての規定を明らかにした場合の公文書が、陸海軍共通のものを、軍令第〇号、陸軍だけに關するものを、軍令陸第〇号とするのである。内容によって、公示するものとしなないものがあり、公示しないものは、「軍事機密事項、軍令陸甲第〇号」、「秘密事項 軍令陸乙第〇号」となっていた。

第七条は、

「七、将校相当官ノ各団ニ於ケル所属区分特ニ規定アルモノヲ除ク外各団ニ於テ施行スル業務ニ関シテハ陸軍大臣之ヲ定ムルモノトス」

で、ここでは、その業務の大部分が陸軍大臣がきめるということ、即ち、軍政の範疇に属するものであることを明記する。

第八条は将校相当官が、その所属する陸軍の組織の中で、器具、図書などを必要とした場合の管理権の位置づけに關わる規定で、

「八、各団所属ノ将校相当官ニハ必要ニ応ジ器具図書ヲ貸与又ハ交付シ得ルコトトス」

将校団ハ部隊、学校、聯隊区、警備隊区、主計、軍医、獣医等相当官ヲ対象トシテ夫々ヲ組織スヘシ、官衙ハ無シ」となっている。

現役将校団が組織される範囲は、常備聯隊、同独立隊、(憲兵隊及懲治隊ヲ除いた)、及教導隊、生徒隊をもつ学校で、〇〇隊将校団、〇〇学校将校団と呼ぶのであり、そうした場所において各部の

将校相当官鷗外と脚氣病研究

——将校団条例への反抗——

松 井 利 彦

陸軍将校団条例

森鷗外の軍歴を見ると、軍医の最高の階級である、陸軍軍医総監に任官したのが明治四十年十一月十三日で、同時に陸軍省医務局長に任命されている。

このように、軍医としての最高の地位となったことと、その後の鷗外の実りのある文筆活動について木下杢太郎は、

「陸軍に於ける鷗外の位置が安定して、まはりに遠慮や気兼ねをすることなしに、自分の思ふままに振舞ふことが出来た。」
とし、この辺を豊熟をもたらした一つの理由に挙げています。

ところが、陸軍部内での軍医の地位、部将校相当官という地位にある軍医の立場は、明治四十一年三月二十四日の、「軍令陸第十一号」によって行政官という位置づけが明確化され、極めて限定されたものとなる。勿論、それまでも部将校相当官という立場のもつ制

約は存在していたが、軍令権をより強化する軍令陸第十一号の「陸軍将校団条令」によって、対比的に制約がより強まったというのが実状である。

そこで、「陸軍将校団条例」について述べておくと、前書は、
「陸軍将校団ノ制ハ従来事実上行ハレアルモ其範圍狭小ニシテ軍ニ隊付将校ニ限ラレアリ」

しかし、時運が進歩したので、此の範圍を拡張することにした。それで、

「全軍ノ将校ヲ挙テ現役及予備後備将校団ニ編入シ、且之ト同時ニ将校相当官モ亦将校団ニ準ジ各部団ヲ設ケ一致和協其ノ軍人精神ヲ涵養シ品位ノ高尚ニシテ軍事知能ヲ發展シ国軍ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル必要アルヲ認メタルニ依ル」

である。日露戦争後の上昇気運の中で陸軍の再基礎固めとして、指揮官の質の向上、連帯感の補強に加え、ここには記されていないが、それぞれの地域との関係を深める、即ち郷土意識を、この将校